

【重要】

令和3年4月9日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容等をお知らせします。各専門学校等におかれては、引き続き、生徒の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立にお取り組みいただくようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和3年4月12日

各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）

令和3年4月9日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づくまん延防止等重点措置について、当該措置を実施すべき区域に東京都、京都府及び沖縄県が追加されるとともに、これらの区域において当該措置を実施すべき期間について、東京都は本年4月12日から5月11日まで、京都府及び沖縄県は本年4月12日から5月5日までとすることとされました。この措置に伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われましたので、その内容について下記のとおりお知らせします。なお、学校の取扱いに係る記載については「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）」（令和3年4月2日付生涯学習推進課事務連絡、以下「4月2日事務連絡」という。）においてお知らせした内容から変更はありません。

各都道府県及び都道府県教育委員会（以下「都道府県等」という。）におかれては、各専修学校（専門課程及び一般課程）及び各種学校（以下「専門学校等」という。）に対して、変更された基本的対処方針及び「令和3年度の専門学校等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（周知）」（令和3年3月4日付総合教育政策局長通知）等において示した留意事項を踏まえ、生徒の学修機会の確保と、新型コロナウイルス感染症への対策の徹底の両立についてお取り組みいただくよう、御指導をお願いいたします。

なお、まん延防止等重点措置の実施に伴う専門学校等の教職員の出勤の取扱

いや、年度初めに行われる行事の取扱いについては、4月2日事務連絡においてお知らせしたとおりですので、適切に御対応いただくようお願いします。

加えて、アルバイト収入の減少等により経済的な影響を受ける生徒が生じる可能性があります。こういった生徒に対しては、「経済的理由により就学困難な学生等に対する支援策の周知等について」（令和3年3月26日付総合教育政策局長・高等教育局長通知）においてもお示しているように、新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金（生徒が申請し、休業前賃金の8割（一部6割、一日上限11,000円）が給付されるもの。）をはじめとする各種支援策を積極的に周知いただけるようお願いいたします。

各都道府県におかれては所轄の専門学校等に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、本件について周知いただきますようお願いいたします。

記

（変更後の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について）

1. 対処方針の内容

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030409.pdf

2. 関連する記載の抜粋

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（3）まん延防止

5）学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるとはならず、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態宣言区域においては、部活動における感染リスクの高い活動の制限）を要請する。大学入試、高校入試等については、

実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

(関連通知等)

- 「令和3年度の専門学校等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（周知）」（令和3年3月4日付総合教育政策局長通知）

https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt_kouhou01-000004520-03.pdf

- 「経済的理由により就学困難な学生等に対する支援策の周知等について」（令和3年3月26日付総合教育政策局長・高等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/content/20210330-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）」（令和3年4月2日付生涯学習推進課事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20210405-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

<本件連絡先>

文部科学省総合教育政策局

生涯学習推進課専修学校教育振興室

電話：03-6734-2915